

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正に係る国会論議 －教員免許更新制の廃止と新たな研修制度の導入－
著者 / 所属	竹内 健太 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	448号
刊行日	2022-7-29
頁	105-119
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正に係る国会論議

— 教員免許更新制の廃止と新たな研修制度の導入 —

竹内 健太

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正案提出に至る経緯及び改正案の概要
3. 主な国会論議
 - (1) 改正案提出の背景
 - (2) 更新制の廃止（教育職員免許法の一部改正）
 - (3) 新たな研修制度の導入（教育公務員特例法の一部改正）
 - (4) その他
4. おわりに

1. はじめに¹

令和4年5月11日、参議院本会議において、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」（閣法第34号。以下「改正案」という。）が可決・成立した。

改正案は、教員免許更新制（以下「更新制」という。）の廃止と新たな研修制度の導入（公立学校の校長・教員の研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等に係る規定の整備）を主な内容としている。改正案提出に至る経緯及び改正案の概要については、本誌No. 444で紹介済みであるため²、本稿では、これらについては最小限確認するにとどめ、主な国会論議を中心に紹介していく。

2. 改正案提出に至る経緯及び改正案の概要

更新制導入以降の改正案提出に至る経緯及び改正案の概要は、それぞれ、図表1・図表2のとおりである。

¹ 本稿は令和4年6月30日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセスの日付は、いずれも同日）。

² 竹内健太「第208回国会法律案等NAVI「教育公務員特例法及び教育職員免許法改正案」」『立法と調査』No. 444（令4. 4. 14）58～62頁

図表 1 改正案提出に至る経緯

年月	更新制・教員研修に係る主な出来事
平成 19年 6月	<p>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新制の導入（21年度から開始） 従来は生涯有効であった普通免許状・特別免許状^(注1)に、原則として10年間の有効期間が設定され、教員は原則として、有効期間の満了の日（所要資格を得てから10年後の年度末）の2年2か月前から2か月前までの2年間で、大学等が開設する30時間以上の免許状更新講習（以下「更新講習」という。）を受講・修了した後、都道府県教育委員会に申請して更新手続を行うこととされた^(注2) なお、更新講習の受講料（約3万円）等は自己負担とされた
26年 9月	<p>教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新講習の見直し^(注3)（28年度から開始） 「必修領域」の精選（12時間以上→6時間以上）と「選択必修領域」の導入（6時間以上）が行われた（「選択領域」（18時間以上）の時間数については変更なし）
28年 11月	<p>教育公務員特例法等の一部を改正する法律の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> 十年経験者研修の見直し^(注4)（29年度から開始） 十年経験者研修を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、実施時期を弾力化 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「教員育成指標」という。）等の整備（29年度から開始） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>①国（文部科学大臣）が、③の教員育成指標を定めるために必要な指針を策定 ②教員等の任命権者（教育委員会等）が、教育委員会等と関係大学等とで構成する協議会を設置 ③協議会において教員育成指標に関する協議等を行い、任命権者が、①の指針を参酌しつつ、地域の実情に応じ、教員育成指標を策定 ④任命権者が、教員育成指標を踏まえた教員研修計画を策定</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人教員研修センター法の改正 業務に任命権者が教員育成指標を定めようとする際の助言等を追加するとともに、名称を「独立行政法人教職員支援機構」（以下「教職員支援機構」という。）に改正
31年 4月	<p>「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学大臣から中央教育審議会（以下「中教審」という。）への諮問 検討すべき事項の一つに、「免許更新講習と研修等の位置付けの在り方などを含めた教員免許更新制の実質化」が挙げられ、これを受け、中教審初等中等教育分科会教員養成部会等において議論が行われた。令和3年1月には、中教審「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（以下「令和3年答申」という。）がまとめられ、「更新制や研修をめぐる制度に関してより包括的な検証を進めることにより、将来にわたり必要な教師数の確保とその資質・能力の確保が両立できるような在り方を総合的に検討していくことが必要」とされた
令和 3年 2月	<p>中教審初等中等教育分科会教員養成部会「教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（次期教員養成部会への申し送り事項）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括的な検証の経過報告では、更新制に対する評価として、10年に一度となる更新講習の効果は限定的とされたほか、様々な課題^(注5)が指摘された
3年 3月	<p>「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学大臣から中教審への諮問 令和3年答申等を踏まえて行われた諮問では、①教師に求められる資質能力の再定義、②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方、③教員免許の在り方・更新制の抜本的な見直し、④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化、⑤教師を支える環境整備について、検討が求められた。なお、更新制に関しては、できるだけ早急に更新制や研修をめぐる制度に関する包括的な検証を完了し、抜本的な見直しの方向について先行して結論を得るよう求められた

	これを受けて、中教審は、「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会（以下「特別部会」という。）等を設置し、議論を開始
3年 11月	<p>特別部会「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ（以下「審議まとめ」という。）を取りまとめ</p> <p style="text-align: center;">審議まとめの概要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて早急に講ずべき方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校教師に対する学びの契機と機会の確実な提供（研修履歴の記録管理、受講奨励） ・現職研修のさらなる充実に向けた国による指針〔注：「28年11月」の項目中の「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「教員育成指標」という。）等の整備」①参照〕の改正 <p>○準備が整い次第講ずべき事項と具体的方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修履歴を管理する仕組みの高度化（研修受講履歴管理システムの導入） ・高度化を支える3つの仕組み（①学習コンテンツの質保証、②ワンストップ的に情報を集約し、適切に整理・提供するプラットフォーム、③学びの成果を可視化するための証明の仕組み） <p>○「新たな教師の学びの姿」と更新制</p> <p>「新たな教師の学びの姿」を実現するための方策を講ずることで、更新制が制度的に担保したものは総じて代替できる状況が生じることなどから、上記の「早急に講ずべき方策」と同時に、更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門職性の高度化を進めていく</p> </div>
4年 2月	教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案の提出

（注1）普通免許状は、所要資格（学位と教職課程等での単位修得等）を得て申請を行うことにより授与される。特別免許状は、社会的経験を有する者に、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定を経て授与される

（注2）厳密には、新免許状（更新制導入後（21年4月1日以降）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状）において、10年間の有効期間が付された（有効期間の満了の日を過ぎると失効）旧免許状（更新制導入前（21年3月31日以前）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状）においては、有効期間は付されなかった。ただし、生年月日によって最初の修了確認期限が設定されており（次回の修了確認期限は最初の修了確認期限の10年後）、現職教員は、修了確認期限の2年2か月前から2か月前までに、更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に更新講習修了確認申請を行う義務が課せられた（修了確認期限までに修了確認を受けなかった場合は失効）。なお、旧免許状を保有する非現職教員は、修了確認期限経過後も免許状は失効しない（休眠状態となる）が、経過後に教壇に立つためには、更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会から更新講習の修了確認を受けることが必要とされた

（注3）全受講者が共通して受講する「必修領域」が、各受講者が選択して受講する「選択領域」に比べ受講者の希望やニーズに合致しづらい点があること等が指摘されていた（詳しくは、教員免許更新制度の改善に係る検討会議「教員免許更新制度の改善について（報告）」（平26.3.18）等を参照のこと）

（注4）経験年数10年程度の教員にとっては、法定研修である十年経験者研修と更新講習の受講の時期が重なる場合があり、負担を感じていること等が指摘されていた（詳しくは、中教審「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（平27.12.21）等を参照のこと）

（注5）具体的には、①免許状の更新手続のミス（いわゆる「うっかり失効」）が、教育職員としての身分に加え、公務員としての身分を喪失するという大変重い結果をもたらすことは疑問である、②教員の勤務時間が増加している中で、講習に費やす30時間の相対的な負担がかつてより高まっている、③更新制に関する手続や教員への講習受講の勧奨等が、学校管理職や教育委員会事務局の多忙化を招いている、④全国的に教員の確保が厳しくなっている中で、更新制が教員確保に悪影響を与えている等の課題が指摘された

（出所）文部科学省ウェブサイト等より作成

図表 2 改正案の概要

<p>1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等（教育公務員特例法の一部改正）</p>	<p>令和5年4月1日施行</p>
<p>①任命権者が公立学校の校長・教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならないこととする（右図（2））</p> <p>②指導助言者（校長・教員が県費負担教職員^{（注1）}の場合は市町村教育委員会、その他の場合は任命権者）は、校長・教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、教員育成指標・教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用するものとする（右図赤枠囲みの部分）</p> <p>③指導助言者は、教職員支援機構や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする（右図赤枠囲みの下の赤字部分）</p> <p>④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える</p>	<p style="text-align: center;">新たな研修制度イメージ</p> <p style="text-align: center;">※ 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定</p>
<p>2. 普通免許状・特別免許状の更新制に関する規定の削除等（教育職員免許法の一部改正）</p>	<p>4年7月1日施行</p>
<p>①普通免許状・特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除</p> <p>②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状・特別免許状には、施行日（4年7月1日）以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設定</p>	
<p>3. その他（教育職員免許法の一部改正）</p>	<p>4年7月1日施行</p>
<p>①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大</p> <p>②主として社会人を対象とする教職特別課程^{（注3）}について、修業年限を「1年」から「1年以上」に弾力化</p>	
<p>（注1）市（指定都市除く）町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与は、例外的に都道府県が負担することとされている。なお、県費負担教職員の任命権者は、原則として都道府県教育委員会である。詳しくは、文部科学省ウェブサイト「県費負担教職員制度」<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyuyo/1394392.htm>を参照のこと</p> <p>（注2）基本的に任命権者と同じ。ただし、中核市立学校（中等教育学校を除く）の県費負担教職員の場合は、任命権者が都道府県教育委員会、研修実施者が中核市教育委員会とされるなど、一部異なる場合がある</p> <p>（注3）普通免許状の授与に必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する、修業年限を1年とする課程のこと（令和3年4月現在、4大学が設置）。令和3年答申では、「現在は修業年限が1年と定められ、社会人等の勤務と学修時間の確保を両立することが困難な状況である」として、「より柔軟な履修を可能とし、教職特別課程の制度の活用を促す観点から」制度の弾力化が求められた</p> <p>（出所）文部科学省ウェブサイト「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」<https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00029.html>等より作成</p>	

3. 主な国会論議

改正案は、令和4年2月25日、第208回国会に提出された。衆議院においては、本会議趣

旨説明及び質疑が行われ、文部科学委員会における参考人質疑³及び対政府質疑が行われた後、討論⁴、採決を経て、4月12日、本会議において多数をもって可決された。参議院においては、本会議趣旨説明及び質疑が行われ、文教科学委員会における参考人質疑⁵及び対政府質疑が行われた後、討論⁶、採決を経て、5月11日、本会議において多数をもって可決され、成立した。なお、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付された⁷（以下まとめて、「衆参の附帯決議」という。）。

以下では、主な国会論議を紹介していく。

（1）改正案提出の背景

文部科学省は、改正案提出の背景として、①社会の在り方そのものが急速に変化する状況が生じつつあり、教育をめぐる状況の変化も速度を増している中で、教員自身も高度な専門職として新たな知識・技能の修得に継続的に取り組む必要性が高まっていること、②平成28年の教育公務員特例法の改正により、各地域の課題やニーズに応じた体系的な研修の実施が図られるようになってきていること⁸、③教員についてもオンライン化された学びが新型コロナウイルス感染症への対応を契機に急速に広まっていることを挙げた。そして、これらの社会的変化や学びの環境の変化を受け、教員の学びの在り方も変化することが必要であり、令和の日本型学校教育を実現する「新たな教師の学びの姿」として、主体的な学び、個別最適な学び、協働的な学びなどが求められているとした⁹。

その上で、改正案は、校長・教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長・教員の研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等に関する規定を整備し、普通免許状・特別免許状の更新制を発展的に解消する等の措置を講ずるものであるとした¹⁰。

³ 参考人は、加治佐哲也氏（兵庫教育大学長）、瀧本司氏（日本教職員組合中央執行委員長）、佐久間亜紀氏（慶應義塾大学教職課程センター教授）の3名。

⁴ 質疑終局後、立憲民主党・無所属及び日本共産党からそれぞれ修正案が提出され、原案と併せて討論が行われた。立憲民主党・無所属提案の修正案の主な内容は、研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等に関する規定を整備する教育公務員特例法の一部改正に係る条文を削除し、その上で、教育職員の資質の保持と向上のための施策の効果的な実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる検討条項を追加するものである。また、日本共産党提案の修正案の主な内容は、原案のうち、教育公務員特例法の改正部分を削除し、これに伴い、法律の題名を教育職員免許法の一部を改正する法律とするものである。なお、両修正案は採決の結果、いずれも否決された。

⁵ 参考人は、戸ヶ崎勤氏（戸田市教育委員会教育長）、妹尾昌俊氏（教育研究家・合同会社ライフ&ワーク代表）、池田賢市氏（中央大学文学部教授）の3名。

⁶ 質疑終局後、日本共産党から修正案が提案され、原案と併せて討論が行われた。修正案の主な内容は、原案のうち、教育公務員特例法の改正部分を削除し、これに伴い、法律の題名を教育職員免許法の一部を改正する法律とするものである（衆議院における日本共産党提案の修正案と同内容）。なお、修正案は採決の結果、否決された。

⁷ 衆議院文部科学委員会「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令4.4.8）〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monkaC26B1504E9C37B09492588220005F7C3.htm〉、参議院文教科学委員会「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令4.5.10）〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f068_051001-1.pdf〉（以下、附帯決議の出所は全て同じ。）

⁸ 図表1「28年11月」の項目中の「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「教員育成指標」という。）等の整備」を参照のこと。

⁹ 第208回国会衆議院本会議録第13号3頁（令4.3.24）（以下、会議録の出所は主なものを記載）

¹⁰ 第208回国会衆議院本会議録第13号3頁（令4.3.24）

(2) 更新制の廃止（教育職員免許法の一部改正）

ア 更新制に対する評価

更新制は、平成21年度の制度開始から13年余りを経て、令和4年7月1日に廃止されることとなった。文部科学大臣は、更新制に対する評価に関して、①教員の学びの機会の拡大、②教員の資質・能力の向上に対する大学の関与の拡大、③良質な学習コンテンツの形成などの点で一定の成果を上げてきたとの認識を示した¹¹。その上で、課題として、①更新制の下での10年に一度の更新講習は、常に最新の知識・技能を学び続けることと整合的でないこと、②更新講習の受講は本質的には個人的なものとならざるを得ず、組織的なものとする上では限界があること、③座学を中心とした更新講習では現場に即した学びの実施が困難であること、④更新講習を受講しなければ教員自身の身分の得喪に関わるといった精神的な負担感や、時間的・金銭的な負担感があること、⑤免許状の未更新又は更新手続の負担感により退職教員を採用できず、臨時的任用教員¹²の確保ができないこと等を挙げた¹³。

質疑者からは、ほとんどの課題は更新制導入時から存在していた、更新制の立法段階で何が間違っていたのかを真摯に反省すべき等の指摘があったが¹⁴、文部科学省は、「制度導入当時に特段の問題があったというふうには考えていない」と答弁した¹⁵。

なお、更新制に対する評価について、特別部会の委員や、同特別部会の下に置かれた教員免許更新制小委員会の主査も務めた加治佐参考人は、更新制について、文部科学省の調査や中教審の中で、色々関係団体からヒアリングをしたが、「正直申し上げて、ここまで評判が悪いとは思っていなかった」と発言した¹⁶。

イ 施行日以降の免許状の取扱い及び円滑な免許状再授与に向けた取組

施行日（令和4年7月1日）に現に有効な免許状については、新免許状・旧免許状（休眠状態にあるものを含む）のいずれについても、特段の手続なく有効期間の定めのない免許状となり、更新講習の受講を必要とせず教壇に立つことが可能となる。これに対し、施行日前に更新を行わなかったことにより免許状が失効した者については、免許状の再授与を受けるためには、申請が必要となる¹⁷。これらの点について、文部科学大臣は、円滑な再授与を可能とする手続の在り方について都道府県教育委員会と検討を進めるとともに、法施行後の免許状の取扱いについて、分かりやすく周知・広報を行っていくとした¹⁸。

¹¹ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号13頁（令4.4.6）

¹² 常勤だが任期付（最長で1年間）で雇用される教員のこと。

¹³ 第208回国会参議院本会議録第18号（令4.4.20）、第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）。⑤については、（4）アも参照のこと。

¹⁴ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第8号2頁（令4.4.8）、第7号13頁（令4.4.6）

¹⁵ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号13頁（令4.4.6）

¹⁶ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第6号5頁（令4.4.1）

¹⁷ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第8号2頁（令4.4.8）

¹⁸ 第208回国会参議院本会議録第18号（令4.4.20）。なお、文部科学省は、改正案成立後に、「令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて」〈https://www.mext.go.jp/content/20220513-mxt_kyoikujinzai02-00022570_1.pdf〉を公表した（その概要は、以下の①～③を参照のこと）。

①施行日時点で有効な免許状（休眠状態のものを含む）は、手続なく、有効期限のない免許状となる

衆参の附帯決議においても、「「教師不足」を解消するためにも、改正前の教育職員免許法の規定により教員免許状を失効している者が免許状授与権者に申し出て再度免許状が授与されることについて、広報等で十分に周知を図るとともに、都道府県教育委員会に対して事務手続の簡素化を図るよう周知すること。また、休眠状態の教員免許状を有する者の取扱いについて、周知・徹底すること」とされた。

(3) 新たな研修制度の導入¹⁹（教育公務員特例法の一部改正）

ア 総論

(ア) 新たな研修制度を導入する必要性

新たな研修制度の導入の必要性について、文部科学省は、

- ①研修等に関する記録を行うことで、教員自らが、自身の学びを振り返りつつ、適切な目標設定と現状把握の下で、主体的で個別最適な学びを実現する上でのベースになる、
- ②校長等の管理職が、教員のこれまでの研修履歴を客観的に把握した上で、教員が今後どの分野において学びを深めるべきか、学校で果たすべき役割に応じてどのような学びが必要であるかといったことなど、効果的な指導助言を行うことが可能となる、
- ③過去の研修履歴から、個々の教員の強みや専門性を把握した上で、校務分掌の決定や校内研修の役割といったことなど、その個々の教員の強みや専門性を生かした学校運営を行うことに資する

ことを挙げた²⁰。

この点に関し、質疑者からは、①改正案において、発展的解消として更新制の廃止にとどめず、新たな研修制度を内容とする教育公務員特例法の改正と併せて行うことは拙速²¹、②更新制を直ちに廃止するのは当然であるが、「発展的解消」として更新制を廃止する代わりに導入する新たな研修制度により、国の方針に基づくあるべき教員像を現場に押し付ける仕組みを一層強化し、教員への管理・統制を強めようとしている等の意見が示された²²。

また、参考人からは、①今回の改正は、管理又は校長等から指導しないと教員は学ばないという教員不信のメッセージを伝えてしまっており、これは更新制と同じ過ちを犯

②施行日前に有効期限を超過した免許状の扱いは以下のとおり

	現職教員	非現職教員（ペーパーティーチャー等）
新免許状	失効	失効
旧免許状	失効	休眠

③失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続を行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることが可能

¹⁹ 公立学校の校長・教員の研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等に係る規定の整備のこと。

²⁰ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号13頁（令4.4.6）

²¹ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第8号18頁（令4.4.8）。なお、中教審では、先行して結論を得ることが求められた更新制の抜本的見直し以外の項目について、令和4年6月現在も、特別部会等において審議が行われている（図表1「3年3月」の項目を参照のこと）ところ、質疑者からは、中教審における教員の養成・採用・研修についての一体的な検討の結論を待って、これからのあるべき教員の姿などの全体像を把握した上で、効果的な実施の在り方を検討すべきであり、今回、新たな研修制度へ移行する必要はないとの意見も併せて示された。

²² 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）

している、②必要であれば記録を作成するよう呼びかければ良いだけであり、法律でわざわざ規定することが本当に必要なのか、③履修の記録を残すことと教員の資質・能力の向上は関係ない等の意見が示された²³。

新たな研修制度に関して、参議院文教科学委員会の附帯決議では、「研修に関わる教員の主体的な姿勢の尊重と、教員の学びの内容の多様性が重視・確保されるものとする」ことを周知・徹底すること」とされた。

(イ) 新たな研修制度の導入に向けて文部科学省が果たす役割

改正案では、研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等を教育委員会に対して義務付けることとされた。文部科学省は、教育委員会が行うこれらの取組が確実に実施されるよう、①教師の資質向上に関する指針の改正²⁴、②ガイドライン等の作成²⁵、③文部科学省・各都道府県教育委員会・教職員支援機構等を構成員とする協議会の立ち上げ、④研修コンテンツの共同開発や共有化、⑤各教育委員会で活用可能な基礎的な知識・技能を身につけるための標準的な動画コンテンツの開発等を行うとした²⁶。このほか、文部科学大臣は、⑥研修受講履歴システムの構築（イ（ウ）参照）にも取り組むとした²⁷。

イ 研修記録の作成

(ア) 記録を作成する研修の範囲

改正案において、任命権者が研修記録に記載するものとされた事項の中には、①研修実施者²⁸が実施する研修（初任者研修・中堅教諭等資質向上研修など）、②大学院修学休業により履修した大学院の課程等、③任命権者が開設した認定講習等²⁹による単位を修得したものに、④上記①～③のほか「任命権者が必要と認めるもの」があることから、④の範囲が問われた。この点に関して、文部科学省は、国が策定するガイドライン（ア（イ）参照）の中で、市町村教育委員会や教職員支援機構が実施する研修、学校ごとに主題を設定した上で年間を通じて組織的に行う研究活動のような一定の校内研修や

²³ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第7号（令4.4.28）。①・②は妹尾参考人、③は池田参考人の意見。

²⁴ ①学習指導・生徒指導等に加え、特別な配慮・支援が必要な子供への対応、ICTやデータ利活用等を資質能力の柱として明記すること、②教育委員会が社会の変化に対応した研修を設定すること、③研修記録を活用した対話に基づく指導助言等の基本的な考え方、④研修受講に課題がある教員への対応、⑤研修の厳選・重点化を含む効果的・効率的な実施等について新たに規定することを考えているとした。また、改正時期については、中教審での専門的な検討を経た上で、令和4年夏には具体的な改正内容を示せるよう、指針の改正を検討していくとした（第208回国会衆議院文部科学委員会会議録第7号2頁（令4.4.6））。その後、令和4年6月27日の中教審特別部会（第7回）・基本問題小委員会（第7回）・初等中等教育分科会教員養成部会（第130回）合同会議（以下「合同会議」という。）では、指針の改正案及びガイドライン（後述）の案が示された。

²⁵ ガイドラインでは、教育委員会の判断に資するよう、研修等の記録や指導助言等の基本的な考え方を示すとした（第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10））。ガイドラインについては、イ（ア）・（イ）、ウ（ア）・（イ）も参照のこと。

²⁶ 第208回国会衆議院文部科学委員会会議録第7号4頁（令4.4.6）

²⁷ 第208回国会衆議院文部科学委員会会議録第7号4頁（令4.4.6）

²⁸ 図表2の注2を参照のこと。

²⁹ 一定の免許状を有する現職教員が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習等のこと。大学等が開設するものもあるが、任命権者が開設するものもある（詳しくは、文部科学省ウェブサイト「免許法認定講習・公開講座・通信教育」〈https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/010602.htm〉を参照のこと）。

研究授業など、記録すべき事項について例示をしたいとした³⁰。なお、自主的な勉強会を始めとする勤務時間外のような学びも記録の対象から除外するものでないとの見解も示した³¹。

衆参の附帯決議では、「任命権者による教員の研修等に関する記録の作成については、各学校で実施する校内研修・授業研究及び教育公務員特例法第22条第2項に規定する本属長の承認を受けて勤務場所を離れて行う研修も「任命権者が必要と認めるもの」として、その記載対象とするものとする事³²とされた。

(イ) 記録方法・記録内容

文部科学省は、記録方法について、①情報システム（(ウ) 参照）を用いて受講の都度自動的に記録する方法、②校長等が所属教員の一定期間内の記録を取りまとめて任命権者に提出する方法、③教員自らが記入・入力をする方法など、地域の実情や研修の態様に応じて、様々な方法で記録することが考えられるとした³³。

記録作成による負担に関して、文部科学省は、ガイドライン（ア（イ）参照）の策定に当たり、「記録自体が過剰な負担となることがないように留意」するとした³⁴。また、質疑者からは、研修記録の作成に際し教員が管理職に大量のレポート提出を求められかねないとして、ガイドラインの策定において、記載内容を極めて簡素化する方針を示すよう求める意見があった。これに対し、文部科学大臣は、研修のレポートを書くことによって子供たちの教育に差し支えが出るほど時間が掛かってしまうようなことがあっては本末転倒になるので、「極めて簡素化に」との方針を示したことを明らかにした上で、レポート提出について、できるだけ省略化していく旨述べた³⁵。

参議院文教科学委員会の附帯決議では、「任命権者による教員の研修等に関する記録の作成に当たって、当該教員から研修の報告等を求める場合には、報告等を簡潔なものとするなど負担増とならないように留意すること」とされた。

(ウ) 研修記録の作成に係る情報システム

研修記録の作成に関連して、文部科学省は、①研修受講履歴を記録する情報システムの構築に向けて、令和3年度補正予算で調査研究費を計上するとともに、令和4年度予算でその構築費用を計上している、②国がその構築を行い、任命権者である教育委員会の責任の下で研修履歴を記録・管理していくことを想定している、③全ての都道府県教育委員会が情報システムを活用することを目指して進めている、④令和5年度中の試行的な稼働を目指して構築を進めていきたいと答弁した³⁶。

³⁰ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号2頁（令4.4.6）

³¹ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号7頁（令4.4.6）

³² 教育公務員特例法第22条第2項では、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」とされている。

³³ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第8号4頁（令4.4.8）

³⁴ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第8号4頁（令4.4.8）

³⁵ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令4.5.10）

³⁶ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号8頁（令4.4.6）、第208回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令4.5.10）。なお、文部科学省は、国が構築する情報システムの整備に当たっては、既に自前の情報システムを導入している教育委員会もあるため、これらの既存システムとの連携や整合性に留意しつつ、教育委員会等とも十分に協議しながら検討を進める必要があると考えている旨答弁した（第208回国会参議院文

④に関し、質疑者からは、研修記録の作成義務付けに係る改正内容は令和5年度からの施行となっているため、法の施行に間に合う努力が必要であるとの指摘があった³⁷。

(エ) 研修記録を閲覧する者の範囲

教員本人が研修記録を閲覧できるようにすべきとの指摘に対し、文部科学省は、教員本人が閲覧・確認することは前提であると考えており、本人が閲覧・確認できるよう各教育委員会に促していく旨答弁した³⁸。また、研修記録を共有する範囲について、文部科学省は、教員本人に加えて、①記録を作成する都道府県教育委員会等、②指導助言者である市町村教育委員会、③実際の指導助言を行う管理職等を挙げた³⁹。

(オ) 個人情報の取扱い

文部科学省は、①任命権者が管理する研修記録は、教員の個人情報に該当するものであり、個人情報保護法に基づき適切に対応することが必要と考えている、②情報システムのデータを教育データとして分析することはあり得ると考えるが、文部科学省が教員個人を特定する形で研修履歴を利用することは考えていないとした⁴⁰。

質疑者からは、個人情報の扱いについては、「慎重にも慎重を期して行っていただきたい」との指摘があり⁴¹、参議院文教科学委員会の附帯決議においても、研修記録について、「個人情報の保護に関する法律にのっとり適切に管理されるよう各教育委員会に周知・徹底すること」とされた。

(カ) 人事評価との関係

研修記録や校長等が行う指導助言等（ウ参照）と人事評価との関係について、文部科学大臣は、研修記録は校長等が行う指導助言等の際に活用されるものであり、人事評価制度とはその趣旨・目的が異なる旨説明した⁴²。衆参の附帯決議においても、「人事評価制度と趣旨・目的が異なることを周知すること」とされた。

なお、文部科学省は、指導助言等は、(人事評価における)期首面談・期末面談の際の実施を想定しているとしたところ⁴³、質疑者からは、指導助言等と人事評価の面談が同一の機会に行われる中で、研修受講に係る指導助言等があった場合に、教員側が、当該研修の受講の有無が評価対象になると恐れるのは当然ではないかとの懸念が示された⁴⁴。

(キ) 研修の自主性

質疑者が、研修記録の作成義務化は、管理・統制のためではなく、教員自らが主体的・自律的に学び続けられるようにすることを目的とすることでよいか確認したところ、文

教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）。

³⁷ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）

³⁸ 第208回国会衆議院文部科学委員会会議録第8号4頁（令4.4.8）

³⁹ 第208回国会衆議院文部科学委員会会議録第8号4頁（令4.4.8）。また、①～③のほか、教員が県等を越えて異動した場合において、記録を提供することが考えられる旨併せて答弁した。

⁴⁰ 第208回国会衆議院文部科学委員会会議録第8号4～5頁（令4.4.8）

⁴¹ 第208回国会衆議院文部科学委員会会議録第8号5頁（令4.4.8）

⁴² 第208回国会衆議院文部科学委員会会議録第8号5頁（令4.4.8）。ただし、研修記録自体や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではないが、研修を行った結果として、各教員が発揮した能力や上げた業績については人事評価の対象となるものと考えている旨併せて答弁した。

⁴³ 第208回国会衆議院文部科学委員会会議録第7号18頁（令4.4.6）

⁴⁴ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）

部科学省からは、教員の研修については自主性が重要であることは言うまでもなく、このことは改正案によって変わるものではないとの答弁があった⁴⁵。

(ク) 研修時間・費用負担

文部科学省は、職務としての研修は、勤務時間の中で行われることが前提であるとした⁴⁶。また、費用負担に関しては、教育委員会が実施する研修は、現在も教員個人の費用負担が生じない形で行われており、これは新たな研修制度においても同様であるべきとした上で、教員が自主的に取り組む研修の中には有料のものがあり、自らの判断により自己負担で受講することもあるものの、これらの研修については、管理職が強制することにつながるよう周知徹底を図っていくとした⁴⁷。

衆参の附帯決議においても、「オンデマンド型の研修を含めた職務としての研修は、正規の勤務時間内に実施され、教員自身の費用負担がないことが前提であることについて、文部科学省は周知・徹底すること」とされた。

(ケ) 臨時的任用教員等の非正規教員の研修

質疑者からは、臨時的任用教員等の非正規教員に対する研修の重要性が指摘された⁴⁸。これに対し、文部科学省は、教職員支援機構等が提供するオンデマンド型の研修コンテンツを利用できるようにすることはもとより、臨時的任用教員が組織的な学びの場である校内研修等に参加することや、教育センターで実施される様々な研修への参加を認めるなど、研修機会に配慮するよう各教育委員会に指導していく旨述べた⁴⁹。

参議院文教科学委員会の附帯決議においても、「文部科学省及び各教育委員会は、臨時的任用教員に対する研修の機会が確保されるよう周知・徹底すること。また、会計年度任用職員についても校内研修など職務としての研修が勤務時間内で確保されるよう周知・徹底すること」とされた。

(コ) 国立学校・私立学校の教員の扱い

文部科学省は、国立学校・私立学校の教員については、設置者が自主性を十分に発揮しながら、所属する教員の資質・能力の向上に努めていくことが原則であるとした上で、文部科学省として、①国立学校・私立学校の設置者に対して、公立学校での取組内容等を情報提供する、②教職員支援機構が公開しているオンデマンド型の研修動画コンテンツの活用や、大学等が開設する質の高い優良な学習コンテンツ等の情報を提供するサイトの活用を促す、③教職員支援機構が実施する各種研修への私立学校教員の参加を促進していくとした⁵⁰。

ウ 資質の向上に関する指導助言等

(ア) 指導助言の強制力・懲戒処分との関係

指導助言の強制力について、文部科学省は、指導助言は管理職等と教員の対話の中で

⁴⁵ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号18頁（令4.4.6）

⁴⁶ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第8号6頁（令4.4.8）

⁴⁷ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第8号6頁（令4.4.8）

⁴⁸ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令4.5.10）

⁴⁹ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令4.5.10）

⁵⁰ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号19頁（令4.4.6）

教員の主体的な学びを促しながら、資質向上を図るために行われるものであるため、管理職等からの指導助言に対して教員が応じない場合に、直ちに法令違反の状態が生じるわけではない旨答弁した⁵¹。

また、懲戒処分との関係について、文部科学大臣は、校長等の管理職が研修受講についての指導助言を繰り返し行ったにもかかわらず、期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合などやむを得ない場合には、職務命令として研修を受講させる必要もあると考えている旨述べた上で、万が一、職務命令に従わないような事例が生じた場合は、法律に定める要件に当たり得ることから、事案に応じて任命権者の判断により懲戒処分を行うこともあり得るとした⁵²。その上で、文部科学省は、期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合について、ガイドライン（ア（イ）参照）において示していく考えを示した⁵³。

質疑者からは、最終的には懲戒処分もあり得る中で、果たして教員の主体的に学ぶ姿勢が担保されるのかと疑問が呈された⁵⁴。衆参の附帯決議では、「校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」については、教員の意欲・主体性と調和したものとすることが前提であることから、指導助言者は、十分に当該教員等の意向をくみ取って実施すること」とされた。

（イ）校長等の資質・能力の向上

改正案では、指導助言者に指導助言等を行うことが義務付けられているが、実際は校長等の管理職が教員への指導助言等を行うことが想定されている。指導助言等を行うこととなる校長等の資質・能力の向上に関し、文部科学省は、①指針やガイドライン（ア（イ）参照）において校長の役割を明確化し、教育委員会が定める教員研修計画に当該役割を踏まえた適切な指導助言等の方法を定めること、②教育委員会において校長に特化した教員育成指標を策定し、それに基づき、教育長等が校長への指導助言を行うこと、③国による新任校長向けの講習動画の配信やオンラインフォーラムの開催、④全校長向けの研修動画を含む必要な情報等を集約した特設サイトの開設等により、その向上に努めていく考えを示した⁵⁵。

（ウ）パワハラ防止

質疑者からは、人事評価の面談の場で研修受講の有無等を確認されることが、教育委員会・管理職の意に沿う研修を受けなければならないという義務感・忖度につながり、パワハラ温床となる可能性もあるとの指摘があった⁵⁶。この点に関し、文部科学省は、

⁵¹ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第8号5頁（令4.4.8）

⁵² 第208回国会参議院本会議録第18号（令4.4.20）

⁵³ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号16頁（令4.4.6）。なお、文部科学省からは併せて、例として、①合理的な理由なく法定研修や教育委員会が定めた教員研修計画に基づき全教員を対象にした研修等に参加しない場合、②特段の支障がないにもかかわらず必要な校内研修に参加しない場合、③ICT活用指導力など特定分野の資質の向上に強い必要性が認められるにもかかわらず、管理職等が受講を促してもなお、相当期間にわたり、合理的な理由なく研修を受講しない場合が示された。

⁵⁴ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令4.5.10）

⁵⁵ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令4.5.10）

⁵⁶ 第208回国会参議院本会議録第18号（令4.4.20）

指導助言等は、管理職等から一方的に指導するのではなく、対話の中で行われていくことが基本と考えているため、指導助言等がパワハラにつながるものではないと考えている旨答弁したものの⁵⁷、質疑者からは、現場でパワハラを防ぐ手だてが示されていないとの意見が示された⁵⁸。

(4) その他

改正案に関連して行われた質疑のうち主なものは、以下のとおりである。

ア 教員不足への対応

一部の学校現場で年度当初に学級担任がおらず管理職が学級担任を代替しているなどの指摘があったことも踏まえ、文部科学省は、「教師不足」に関する実態調査を実施した。同調査は、全国の公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における「教師不足」の発生の有無を初めて全国調査したものであり、令和4年1月に公表された調査結果によれば、3年度の始業日時点で2,558人、5月1日時点でも2,065人の「教師不足」が発生していた⁵⁹。

同調査では、半分以上の自治体が免許状の未更新又は更新手続の負担感等により臨時的任用教員を採用できなかったことを「教師不足」の要因の一つとして挙げているところ、文部科学省は、法改正が教員不足の改善に与える影響に関して、改正後は免許更新が不要となり、既に現役を退いた元教員、育児・介護等で離職した元教員、休眠状態の免許状を持つ社会人を任用しやすくなることから、「教師不足」の解消にも一定程度資するものと考えているとの認識を示した⁶⁰。

また、文部科学省は、①年度後半の方が「教師不足」は深刻化する傾向にあるとの声も聞いているものの、同調査において、年度後半の状況は調査していない、②4年度の状況についても全国的な悉皆調査はしていない旨答弁した⁶¹。これに対し、質疑者からは、①4月や5月のみならず、年度途中や年度末も調査するべき、②毎年度調査するべきとの指摘があった⁶²。

⁵⁷ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号15頁（令4.4.6）

⁵⁸ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令4.5.10）

⁵⁹ 文部科学省「教師不足」に関する実態調査（令4.1）〈https://www.mext.go.jp/content/20220128-mxt_ky_oikujinzai01-000020293-1.pdf〉。なお、同調査では、「教師不足」を「臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず欠員が生じる状態を指す」と定義している。

⁶⁰ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令4.5.10）。文部科学大臣は、「教師不足」について、危機感を持って受け止めており、教育委員会における計画的な教員採用の促進、学校における働き方改革、教職の魅力向上等の取組を総合的に進めるとともに、中教審での議論を踏まえ、質の高い教員の確保に向けた更なる方策の検討を進めていく旨述べた（第208回国会参議院本会議録第18号（令4.4.20））。なお、中教審での議論に関し、令和4年6月27日の合同会議では、特別部会における審議経過報告（素案）が示された。

⁶¹ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令4.5.10）。なお、末富芳・日本大学教授らが全国の公立小中学校の副校長・教頭を対象に行ったアンケート調査（令和4年4～5月実施）の結果によれば、4年度の始業式時点において小学校21.0%、中学校25.4%で「教員不足は起きている」との回答があった（『教育新聞』（令4.6.13））。

⁶² 第208回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令4.5.10）

イ 正規教員の確保

上述の「教師不足」に関する実態調査によれば、学校に配置されている教員のうち正規教員の割合（5月1日時点）が、小学校・中学校・高等学校では9割弱、特別支援学校では8割強となっており、臨時的任用教員又は非常勤講師（会計年度任用職員）が約1～2割を占めている。この点に関し、文部科学大臣は、教職員の任用形態は任命権者である教育委員会が判断するものの、安定的に学校教育を実施していくためには、計画的な正規教員の任用が基本であると考えているとの認識を示した⁶³。

質疑者からは、都道府県教育委員会が長期的な見通しを持ってないと採用の計画が立たないため、文部科学省が、5年、10年先を見据えた長期的な教職員の定数改善計画を示していくべきとの意見が示された⁶⁴。

ウ 学校における働き方改革

学校における働き方改革を推進するため、令和元年に、教員の勤務時間の上限等を定める指針の策定等を内容とする給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）改正が行われたところ、質疑者からは、学校における働き方改革を一層推進する必要性が指摘されるとともに⁶⁵、同改正の具体的な効果が問われた⁶⁶。

この点に関し、文部科学大臣は、同省の調査結果によると、平成30年度以降、時間外勤務は一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実にしつつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き取組を加速させていく必要があるとした上で⁶⁷、同改正の成果については、一概に効果があったという表現はしばらく側面もあるので、改めて内部で検討したい旨答弁した⁶⁸。

質疑者からは、給特法が長時間勤務の大きな要因となっているとして⁶⁹、その廃止を含む抜本的な見直しを求める意見が相次いだ⁷⁰。これに対し、文部科学大臣は、文部科学省として、学校における働き方改革を進めつつ、令和4年度に実施予定の勤務実態調査の結果を踏まえて、給特法の法制的な枠組みを含めて検討する旨述べた⁷¹。

また、4年度に実施するとされた勤務実態調査に関連して、質疑者からは、休憩時間や持ち帰り業務の時間等が把握できるような調査にするべきとの指摘があり⁷²、文部科学省も、これらについて調査する方向性を示した⁷³。

⁶³ 第208回国会参議院本会議録第18号（令4.4.20）

⁶⁴ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）

⁶⁵ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）

⁶⁶ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号24頁（令4.4.6）

⁶⁷ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）

⁶⁸ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号25頁（令4.4.6）

⁶⁹ 給特法等の規定に基づき、公立学校の教員には、教職調整額（給料月額の4%相当）が支給される代わりに、時間外勤務手当及び休日給が支給されないこととされている。

⁷⁰ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号20頁（令4.4.6）、第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）

⁷¹ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号20頁（令4.4.6）

⁷² 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）

⁷³ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）。なお、この点に関連して、内田良・名古屋大学大学院教授らが行ったウェブ調査（令和3年11月実施）の結果によれば、過去2年間に書類上の勤務時間数を少なく書き換えるよう求められた経験がある教員が、全体の16.6%に上ることが明らかになった。内田

4. おわりに

更新制は、制度開始から13年余りを経て、令和4年7月1日に廃止されることとなった。質疑者からは、更新制の廃止に対する賛意が示される一方、更新制が教育現場に与えた影響や更新制導入時の政策決定プロセスについてきちんと検証する必要性が相次いで指摘された⁷⁴。

更新制の廃止については、「萩生田前〔注：文部科学〕大臣のリーダーシップがあつてこそだが（更新制を始めた）安倍政権が終わったことも大いに影響しているはず」⁷⁵として、特定の政治家のリーダーシップや政治的事象を強調する立場もある。しかし、「政治」にのみ原因を求めて更新制そのものの十分な検証を怠るようであれば、参考人も述べるように、今後同じ過ちを繰り返すことになりかねない⁷⁶。更新制が教育現場に与えた影響や更新制導入時の政策決定プロセスについて、今一度、政府として丁寧に検証することが求められる。

また、質疑においては、更新制に限らず、今後のあらゆる「教育改革」を行っていく上で、議論の透明性、データやエビデンスの重視、多様な意見聴取などに留意する必要があるとの指摘があつた⁷⁷。参考人からも、①審議していく中で、本当に当事者になる人たちが一体何に困っているのかを、法案や政策を作っていく初期の段階からしっかりと組み込んでいくことが必要ではないか、②特に、教育に関する事で一番影響を受けるのは子供や保護者なので、子供の声を聞くということが多分一番で、その次は親や学校の先生など直接的に関わる人たちが一体何に困っているのかということ、そこをベースにしていく必要があるとの意見が示された⁷⁸。今後の教育政策の立案に当たっては、こうした指摘や意見を生かしていくことが求められよう。

(たけうち けんた)

教授は、「総じて学校や教育委員会が把握している在校等時間は、勤務実態を反映しない不十分なものであると結論できる」とした上で、4年度の勤務実態調査について、「持ち帰り仕事の時間数が増えているなど、教員の働き方が見えにくくなっているところもあるので、しっかり調べてほしい」とした（『教育新聞』（令4.5.23））。

⁷⁴ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第7号26頁（令4.4.6）、第208回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令4.5.10）

⁷⁵ 『日本教育新聞』（令3.12.20・27）において、文部科学省の担当課長経験者のコメントとして紹介されている。

⁷⁶ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第7号（令4.4.28）。妹尾参考人の意見。

⁷⁷ 第208回国会参議院本会議録第18号（令4.4.20）

⁷⁸ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第7号（令4.4.28）。池田参考人の意見。